

第五編 相続

第一章 総則

第八百八十二条 (相続開始の原因)

相続は、死亡によって開始する。

第八百八十三条 (相続開始の場所)

相続は、被相続人の住所において開始する。

第八百八十四条 (相続回復請求権)

相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第八百八十五条 (相続財産に関する費用)

相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する。ただし、相続人の過失によるものは、この限りでない。

2 前項の費用は、遺留分権利者が贈与の滅殺によって得た財産をもって支弁することを要しない。

第二章 相続人

第八百八十六条 (相続に関する胎児の権利能力)

胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

2 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

第八百八十七条 (子及びその代襲者等の相続権)

被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条(相続人の欠格事由)の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条(相続人の欠格事由)の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

第八百八十八条 削除

第八百八十九条 (直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

次に掲げる者は、第八百八十七条(子及びその代襲者等の相続権)の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二 被相続人の兄弟姉妹

2 第八百八十七条第二項(子の代襲相続)の規定は、前項第二号の場合について準用する。